

「ツーリズムEXPOジャパン2026」出展に係る 会場設営・管理・運営業務委託 仕様書

1 委託業務名

「ツーリズムEXPOジャパン2026」出展に係る会場設営・管理運営業務

2 業務期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

3 出展目的

兵庫県の魅力を強く訴求するため、国内最大級の旅の祭典である「ツーリズムEXPOジャパン2026」へ兵庫県（(公社)ひょうご観光本部）として出展する。そこで、兵庫エリアの出展に係る会場設営、管理運営についての企画提案を募集する。

4 コンセプト

当本部では、「兵庫デスティネーションキャンペーン」の経験や「ひょうごフィールドパビリオン」を踏まえた多様な観光コンテンツを造成・ブラッシュアップし、兵庫のキーコンテンツとなりうる観光資源を育て上げてきた。

本イベントでは、「兵庫テロワール旅」、「ひょうごフィールドパビリオン・日本遺産」、「灘の酒蔵」の3つの柱を軸としたPRを行い、万博レガシーの発信をしつつ来場者の知的好奇心を刺激し、兵庫県への誘客を促進することを目指す。

<参考>

(1) 「兵庫テロワール旅 ～私の感動、その先へ～」

兵庫テロワール旅とは、単に観光地を巡る物見遊山の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれたのかという背景についても知る事が出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし、満足度を向上させる仕組みを持った旅。

(参考 WEB サイト <https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>)

(2) 「ひょうごフィールドパビリオン」

ひょうごフィールドパビリオンとは、2025年大阪・関西万博の開催を機に、県全体を展示館（パビリオン）に見立て、地域のSDGsを体現する活動の現場（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人に見て、学んで、体験していただくプログラム。

(参考 WEB サイト <https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>)

5 実施主体

公益社団法人 ひょうご観光本部

6 委託料

3,900,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、この金額には、業務実施に係る全ての費用を含む。

なお、ツーリズムEXPOジャパン事務局（以下、事務局とする。）に支払う出展スペース料・レンタルルーム料については、本委託料には含まず、委託者が別途支払う。

7 出展の概要

- (1) 名称 ツーリズムEXPOジャパン2026
- (2) 会期 令和8年9月24日（木）から9月27日（日）まで
（9月23日（水）は搬入・設置作業）
- (3) 会場 東京ビッグサイト
- (4) 出展面積 4小間（36平方メートル）
4小間を総称し「兵庫エリア」とする。
- (5) 小間形態 スペースのみ（敷地のみ）
- (6) ブース内訳 「兵庫テロワール旅」…1小間
「ひょうごフィールドパビリオン・日本遺産」…2小間
「灘の酒蔵」…1小間

8 業務内容

- (1) 出展ブース内容の企画管理・装飾
出展ブース内容を総合的に企画管理すること。
なお、企画の中には以下の項目を盛り込むこと。
 - ① 「兵庫テロワール旅」、「ひょうごフィールドパビリオン・日本遺産ストーリー」、
「灘の酒蔵」を効果的に伝える展示構成を行うこと。
 - ② 来場者が滞留しやすく、各コーナーを回遊できる動線を設計すること。
 - ③ 4小間の広さを活かし、遠くからでも兵庫県ブースであると認識できる視認性の高い装飾を作成すること。
 - ④ 各コーナーの特色や魅力を表現した統一感のあるデザインとすること。
 - ⑤ 兵庫エリア内は十分な明るさを確保できるよう照明などを設置すること。
 - ⑥ 業界日においては、十分に商談が行えるコーナーを設置し、一般日までにレイアウト変更を行うこと。
 - ⑦ 観光PR（観光パンフレットの配布・配架、アンケートやSNSフォローを条件としたノベルティ・県内特産品の展示・配布、ガチャガチャの実施、有料試飲（「灘の酒蔵」コーナーで実施予定）を委託者が実施するために、必要となるスペースのレイアウトを提案し、必要となる机・椅子・パンフレットラック・映像が流せるモニ

ター、試食・試飲等のための調理スペース、水回り設備等を設置すること。

- ⑧ ブース出展に係る賠償責任保険、傷害保険に加入すること。ただし、本委託の運営・管理等に対して適用可能な他のイベント保険に既に参加している場合はこの限りではない。
- ⑨ 事務局への各種申請書類の作成および提出を代行すること。

(2) 出展ブースの施工、設営、運営、管理、撤去

会期スケジュールにあわせ、必要となる備品等のレンタル、設営および会期終了後の撤去作業を確実に行うこと。

① 出展ブースの規格等

出展ブースの詳細な規格等については、事務局に指示される事項に従うこと。

② 出展ブースの設営・撤去等

ツーリズムEXPOジャパン2026出展要領等に従い、イベント当日までの準備（各種申請手続等）並びにブースの設営及び撤去を行うこと。

③ 管理ディレクターの配置

円滑なブース設営が進行できるよう、ブース設営日（9月23日）に管理ディレクターを1名配置すること。

(3) 設備・機材の設置

エリアの中に最低限必要な設備として以下の項目を挙げる。壁面工事、通電に係る電気設備工事費並びに給排水設備の設置、電気料金、水道料金等、受託者の企画立案の中で、別途設備が必要となった場合の費用は委託料の中に含むものとする。

- ① 床工事（パンチカーペット等）×1式
- ② 照明×12程度（十分な明るさを確保できる程度）
- ③ 電源5口程度（モニター、PC・タブレットを想定）
- ④ 調理スペース・二槽式シンク（食品用・手洗い用）×1式
※「兵庫テロワール旅」、「灘の酒蔵」コーナーで共用できるよう設置
- ⑤ モニターおよびモニタースタンド×2台
- ⑥ 商談用イステーブル×2セット（1セット:イス4脚・テーブル1つ）
※「兵庫テロワール旅」、「ひょうごフィールドパビリオン・日本遺産」各コーナーに1セット配置（合計2セット）
- ⑦ 会議用テーブル×8台
- ⑧ パイプ椅子×12脚
- ⑨ 会期中に発生するゴミ処理用回収専用ゴミ箱、回収専用ゴミ袋の購入×1式
- ⑩ パンフレットラック×3

<参考>

各コーナーで実施予定の観光PRの内容は以下を想定。

(※今後の調整の中で変更の可能性あり)

○「兵庫テロワール旅」…1小間

- ・商談会 (※業界日のみ)
- ・兵庫県全域の観光PR
- ・パンフレットの配布・配架
- ・モニターでのPR動画の放映 (「灘五郷」コーナーと共用)
- ・アンケートの実施
- ・SNSフォロー
- ・ガチャガチャ抽選
- ・ノベルティ・特産品の配布
- ・特産品の試飲・試食 等

○「ひょうごフィールドパビリオン・日本遺産」…2小間

- ・商談会 (※業界日のみ)
- ・ひょうごフィールドパビリオン・日本遺産のPR
- ・パンフレットの配布・配架
- ・モニターでのPR動画の放映
- ・SNSフォロー
- ・ガラポン抽選
- ・クイズ
- ・ノベルティの配布 等

○「灘の酒蔵」…1小間

- ・灘の酒蔵のPR
- ・パンフレットの配布・配架
- ・日本酒の有料試飲

※上記パンフレット、ノベルティ、特産品、抽選に必要なとなる備品、およびそれらの発送費用にかかる経費は本事業の委託には含めない。

(4) アンケートの集計

委託者が実施するアンケートを集計し、出展に伴う具体的な効果測定を行い、報告書にまとめること。

- ① 未回答、誤回答、矛盾する回答についてデータクリーニングを行うこと。
- ② アンケート結果を集計すること。

(5) 打合せ

イベント当日までに、共に出展する兵庫県内関係者との打ち合わせに必要なに応じ出席すること。また、打ち合わせに必要な資料は、委託者と協議の上、随時作成すること。

(6) 留意事項

ブースの形状および配置は、6月下旬頃に事務局が決定する予定である。受託者はプロポーザル提案時にレイアウト案等を示すこととするが、採択後、事務局による最終決定に合わせて、委託者と協議のうえ必要な調整を行うこと。

その他、本仕様書に定めのない事項及び事業実施に当たって疑義が生じた場合も、委託者と協議し、その指示に従うこと。

9 成果物の提出

事業完了報告書として、紙媒体および電子データを提出すること。なお、報告書には、ブースの設営状況や会期中の様子がわかる写真、アンケートの集計結果、効果測定の内容を含めること。

(1) 提出期限

令和8年12月25日（金）15時まで

(2) 提出場所

(公社) ひょうご観光本部

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1 兵庫県庁1号館7階

メールアドレス：nishime@hyogo-tourism.jp、doi-m@hyogo-tourism.jp

(3) 部数

5部（紙媒体）及び電子データ

10 著作権・肖像権

受託者は、委託者が提供する画像等を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きを行うこと。また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が内容に留意すること。

本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に受託者と協議することとする。

なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

11 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対して全ての責任を負うものとする。

12 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は委託者で行う。
- (2) 委託者は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について協議・調整を行うこととし、この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
- (3) 契約情報は、委託者において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、契約金額が200万円を超える場合は、委託者に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に委託者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合において、契約保証金の全部または一部を免除することができる。

13 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

14 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

15 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記(1)により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

16 委託料の支払い

委託料の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

17 適正な事業執行に係る留意事項

事業者等は、本事業が委託者との契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする

その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。